

議案第31号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成20年墨田区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第6条の2第4項」を「同条第4項」に改め、「（以下「児童デイサービス事業」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。

法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

食事の提供に関すること。

第7条第1項中「児童デイサービス事業」の次に「（第3条第1項第1号及び同条第2項に掲げる事業をいう。以下同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

すみだ福祉保健センターみつばち園を児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして位置付け、同園において実施する事業に保育所等訪問支援事業等を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。